

# 富士吉田市農業委員会 令和8年4月定例総会議事録

1 招集期日 令和8年4月28日(火)

2 招集場所 東別館 大会議室

3 出席委員 (14名)

会長 佐藤 万吉 (第3番)

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。  
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて

第七 議案第5号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第八 議案第6号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 小野新治

事務局次長 瀧口昇

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

総会に先立ちまして、定期人事異動により、新たに経済環境部及び農業委員会事務局へ配属となりました職員をご紹介します。各自、自己紹介をお願いいたします

（職員自己紹介）

有難うございました。富士吉田市の農業振興を推進していくために、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、部長はその他の公務のため、退席させていただきますのでご了承願います。

（職員退場）

それでは、只今より、富士吉田市農業委員会 4 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 14 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 5 番 小野 利壹 委員 第 6 番 渡邊 和英 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 4 分休憩）

（午後 2 時 6 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の1号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の1号の申請地は、富士山駅の北西約290mに位置しております。申請地では、ジャガイモやキュウリ、ブルーベリーを栽培するそうです。以上により、この権利移動については許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第2号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号4の2号につきましては、申請人が住宅敷地として利用している追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連坦しているエリアであり許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の2号の申請地は、桑原重機（株）の西約130mに位置しております。始末書によりますと、平成29年頃から芝生を植えて自宅の庭として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号4の1号につきましては、申請人が相続により取得した申請地への転居に伴い個人住宅をリフォームするものです。

用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の1号の申請地は、向原会館の北西約50mに位置しております。始末書によりますと、50年以上前から建物敷地として利用されており、令和元年6月に土地建物を相続し、この事実気づいたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の1号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の1号の申請地は、ひばりヶ丘高校の西約240mに位置しております。始末書によりますと、父から相続してから土地譲渡するまで、農地であることを知らず、平成7年頃から資材置場の用地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の4号につきましては、

譲受人が申請地を譲り受け、貸駐車場・貸資材置場用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地であります。住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の5号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地であります。住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,638㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（權正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の4号の申請地は、大明見配水場の南西約240mに位置しており、貸駐車場及び貸資材置場用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の5号の申請地は、ホテル鐘山苑の北約230mに位置しており、資材置場用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委

員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の2号につきましては、借受人が申請地を借り受け、資材置場用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の2号の申請地は、(株)光陽精密の北西約160mに位置しており、資材置場用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

賃貸借契約は何年ですか？

また、事業主でしょうか？

○ 事務局

永年です。

個人事業主です。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の4件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて」を議題とします。

第4委員会の競・公売適格証明願い2件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第4号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号7の1号及び7の2号につきましては、営農を開始するための競売の適格証明願いであり、願出（ねがいで）人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の規定による権利の取得者として、適格であるものと考えます。ご審議をお願いいたします

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で願出人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。

受理番号7の1号の申請地は、大明見小室浅間神社の東約560mに位置し、現在は休耕地となっております。願出人は、農地を取得した際は、温暖化により栽培が難しくなってきた品種のブドウを寒冷地で栽培する予定であり、適格者と判断してよろしいかと考えます。

受理番号7の2号の申請地は、大明見小室浅間神社の東南約440mに位置し、現在は休耕地となっております。

願出人は、農地を取得した際は、栽培に支障のない技術は習得しており、営農開始後は、安定した生産体制を図り、栽培管理の向上を務める予定であり、適格者と判断してよろしいと考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

国籍は関係ないのですか？

○ 事務局

国籍は関係あります。日本国となります。

○ 委員

7-2号について、経営農地が0になっているが？

○ 事務局

耕作予定者は、国中の方で共同で農作業をしているそうです。

○ 委員

7-1号について、面積を教えてください。

○ 事務局

8,292 m<sup>2</sup>なのですが、笛吹市の方で作っている面積です。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号の農地法第3条の規定による競・公売適格証明願い申請の2件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(小野 新治 君)

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、24件です。筆数累計は65筆、面積合計は32,607.17 m<sup>2</sup>です。

19件が農用地の利用を継続する案件で、5件が新規に利用する案件です。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の順守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは、新規に利用する分で、認定農業者案件でないものについて、各地区から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず第1委員会からお願いします。

○ 第1委員会推進委員(遠山 克二 君)

番号1について、第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、カインズホーム富士吉田店の北約130mに位置しており、季節野菜の栽培を行う予定です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、第2委員会からお願いします。

○ 第2委員会推進委員（眞田 眞喜雄 君）

番号3について、第2委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

番号3の農地は、葭池温泉前駅の北東約410mに位置しており、季節野菜の栽培を行う予定です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第6号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の1号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号21の1号の申請地は、道の駅ふじよしだの北西約380mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号の非農地通知交付申請の1件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

以上で、令和8年4月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長(会長)

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長(会長)

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後2時54分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年4月28日

富士吉田市農業委員会

会長(議長)

佐藤 万吉

委員

小野 利壹

委員

渡邊 和英